



▲総会のようす

村の保健協力委員 26人を委嘱

4/16

村保健協力委員会総会

村保健協力委員会の総会が役場会議室で開かれ、26人の委員に委嘱状が交付されました。総会に先立ち、同委員を永年務めた高橋つめ子さん（深谷）、大和田しちよさん（八木沢・芦原）、菅野千恵子さん（佐須）の3人に、村からの感謝状が贈られました。総会では、会長に赤石澤幸子さん（小宮）、副会長に門馬恭子さん（八木沢・芦原）を選出したほか、住民の健康増進に向けた今年度の事業計画等について協議しました。保健協力委員の任期は、平成20年3月までの2年間です。



▲村長から委嘱状の交付を受ける会長

保健協力委員

（順不同・敬称略）

副会長

会長

木幡 慶子 (伊丹沢)	高橋恵美子 (深谷)	坂本 隆子 (草野)	大井美千子 (草野)	門馬 恭子 (八木沢・芦原)	赤石澤幸子 (小宮)	
寺岡 輝子 (飯橋町)	松下 清子 (宮内)	菅野 幸子 (佐須)	佐藤 和枝 (大倉)	高橋スイ子 (小宮)	高橋 恵子 (関沢)	
中島 利江 (比叢)	齋藤ユウ子 (上飯桶)	高橋ひろみ (上飯桶)	高橋三三代 (上飯桶)	赤石澤美智恵 (大久保・外内)	佐藤 香織 (前田・八和木)	古川 人美 (飯橋町)
田村紀恵子 (二枚橋・須堂)	千葉 節子 (前田)	高野くに江 (白石)	菅野 徳子 (関根・松塚)	杉上 洋子 (蔵平)	清水 敬子 (長泥)	菅野 一代 (比叢)

今年から総合健診の内容が変わります

～いつまでも健康でいるために～

今までの健診内容

- 結核検診 (40歳以上)
- 基本健康診査 (40歳以上)
- 胃がん健診 (40歳～80歳)
- 大腸がん検診 (40歳以上)
- 肺門部がん〔喀痰健診〕 (40歳以上)
- C型肝炎ウイルス検査 (40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳)

今年から追加される健診

- 前立腺がん検診〔血液検査〕 (50歳以上男性)
- 65歳以上の方の生活機能検査
 - ・25項目の問診
 - ・口腔内の状況検査
 - ・血清アルブミン検査〔血液検査〕



●65歳以上の方へ

～健康的 活動的な85歳を目指して～

介護保険法の改正により、基本健康診査と介護予防事業が一つになりました。65歳以上の方は、あらかじめ総合健診受診録の裏面の生活機能検査票の記入もお願いします。記入されていない方は、受診の順番が変わる場合があります。

(記入例) 総合健診受診録の裏面

○をつけて下さい。

65才以上の方 はご記入ください。 生活機能検査票

この検査票の内容および結果について、生活機能の低下予防、維持・向上のため、地域包括ケアセンター等へ情報を提供する場合があります。

■「はい」または「いいえ」のいずれかに○をつけてください。

(1) バスや電車で一人で外出していますか	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
(2) 日用品の買物をしていますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(3) 預貯金の出し入れをしていますか	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
(4) 友人の家を訪ねていますか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(5) 家族や友人の相談にのっていますか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(6) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(7) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(8) 湯分は流して歩いていますか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

平成18年
4月から

介護保険制度が 大きく変わりました。

平成12年に始まった介護保険制度が、5年ごとに行われる制度の見直しによって平成18年4月から新しい枠組みでスタートしました。

今回の見直しの特徴は、「介護予防」と「自立支援」を強化し、「介護状態にならない」「現状を悪化させない」ための予防に重点をおいていることです。

村では、新たな介護保険制度の枠組みに合わせて平成18年3月に策定した高齢者保健福祉計画に基づき、介護予防の重視や高齢者の地域での自立支援を盛り込んだ事業を実施します。

見直しの主な内容

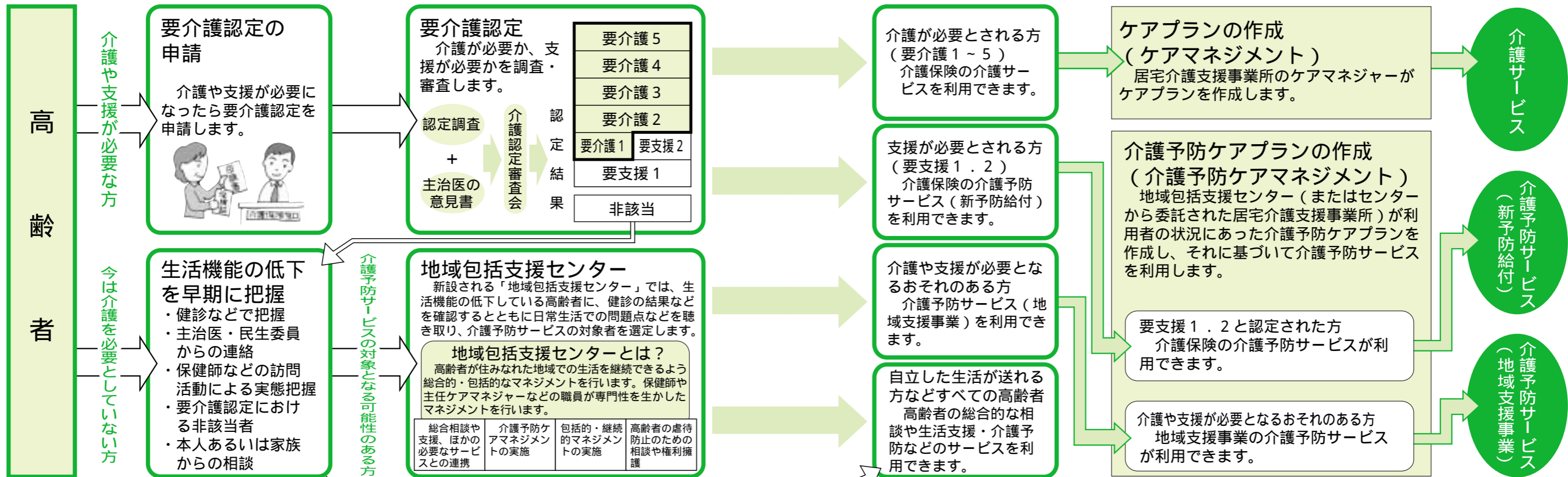
◎介護を予防するサービスや事業が始まります

元気な人も介護や支援が必要な人も生活機能の低下や要介護・要支援状態の重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるように支援することが必要です。

そのために、介護予防給付を創設し、要介護状態が軽度（これまでの介護保険制度における要支援と要介護1の一部）の高齢者に対して介護予防給付を行い、要介護状態の改善を図ります。

また、介護予防事業を創設し、介護や支援が必要となるおそれのある高齢者が要介護・要支援状態にならないために、生活機能の低下が軽度である早い段階から継続して、予防的な事業を実施していきます。

新たな介護保険制度の枠組み



生活機能の低下が見られない方

◎住み慣れた地域での自立した生活を支援します

地域包括支援センターを創設し、高齢者が抱えるさまざまな問題の相談や、介護サービスと医療や福祉でのサービスの総合的な提供を行い、高齢者の生活を総合的に支援します。

問合せ

保健福祉課福祉係 ☎ 42 - 1620

◎飯舘村地域包括支援センターを設置しました

村では、高齢者の総合的な相談窓口として、「地域包括支援センター」を平成18年4月1日に設置しました。

これまでの在宅介護支援センターの機能を、地域包括支援センターへ移行します。

名称	飯舘村地域包括支援センター
住所	飯舘村伊丹沢字伊丹沢571（いいたてホーム内）
電話番号	42 - 1113
FAX番号	42 - 1710